

犯罪予防や安全確保のためのカメラ画像利用に関する有識者検討会 報告用資料

## 欧州主要国における顔識別機能付力メラの利用 に関する法制度の調査

#### 2022年6月20日

渥美坂井法律事務所·外国法共同事業

弁護士 落合 孝文

弁護士 松下 外

弁護士 湊 健太郎

# 第1 EU法



### 一次法

- 顔識別機能付きカメラによる監視を直接規律する規範は不存在
- 欧州人権裁判所(ECHR)及び欧州司法裁判所(EUCJ)の諸判決
  - 大衆監視(mass surveillance)
    - 個人の基本権に深刻な影響をもたらすことから禁止
  - ターゲットを定めた監視(targeted surveillance)
    - EU基本権憲章第52条第1項で正当化される限り、適法に実施可 能。もっとも、いかなる場合にいかなる限度で許容されるかは一 次法からは明らかではない
- データ保護に関する二次法が、犯罪予防や安全確保のための顔識別機能 付きカメラの利用に関して実践的なガイダンスを提供



#### 二次法(民間機関による利用に関する規制)

#### GDPR

- 「生体データ(biometric data)」:特別なカテゴリーの個人データ(special categories of personal data)
  - 原則:生体データの処理は禁止(GDPR第9条第1項)
  - 例外:「求められる目的と比例的であり、データ保護の権利の本質的部分を尊重し、また、データ主体の基本的な権利及び利益の安全性を確保するための適切かつ個別の措置を定めるEU法又は加盟国の国内法に基づき、重要な公共の利益を理由とする処理が必要となる場合」(GDPR第9条第2項(e))には処理が可能
    - ※ GDPR第6条所定の各処理原則を充足する必要あり
- EDPB(欧州データ保護会議)(EUの個人データ保護の諮問委員会)
  - 「ビデオ機器を通じた個人データ処理に関するガイドライン」を公表 (2020年1月29日)
    - GDPRにおけるカメラ画像や顔識別技術等の取扱いに関する指針



### 欧州評議会のガイドライン

- 2021年2月、欧州評議会(CoE)は、顔認識技術(facial recognition technology)の開発・利用に関するガイドラインを発表
  - 顔認識技術の利用に際しては、人間としての尊厳、人権、基本的人権 及び自由(個人情報の保護に関する権利)に悪影響を及ぼさないため に、次の各関係者は、次の各事項を検討するべき

立法者•政策決定者	合法性、監督当局の関与、認証、データ主体への注意喚起
開発者・製造業者・ サービス提供者	データ及びアルゴリズムの品質、利用するツールの信頼性、注意 喚起、アカウンタビリティ
顔認識技術の利用者	データ処理の正当性及びデータ品質、データ・セキュリティ、アカ ウンタビリティ、倫理

# 2. EUにおける近時の動向



### AI規制提案

	①受諾不可又は②高リスクの技術
多くの顔認識技術	⇒②高リスクの技術に該当する場合は、厳格な要件(リスク 管理システムの構築、アルゴリズムの教育に用いるデータの 質の最低レベルの設定、ユーザに対する透明性と情報提供 の義務、人間による監督等)による規制を受ける
法執行の目的	加盟国が重要な公安上の理由で許可することを選択しない限り、公的にアクセス可能な空間において、リアルタイム顔認識技術を使用することは禁止
法執行以外の目的 (国境管理、市場、公共交通機関、学校等で 使用されるリアルタイム顔認識技術)	適合性評価と安全要件への準拠を条件として許可される可 能性あり
性別、年齢、髪の色、目の色、タトゥーの有無、民族的出身、性的・政治的指向等への分類を行う目的で使用される顔認識技術	低リスク ⇒限定的な透明性と(対象者への)情報開示要件

©Atsumi & Sakai 2022

6

## 2. EUにおける近時の動向



### 欧州データ保護委員会・欧州データ保護監察機関共同意見

- 2021年6月、欧州データ保護委員会(EDPB: European Data Protection Board ) 及び欧州データ保護監察機関(EDPS: European Data Protection Supervisor)が共同意見を公表
- AI規制提案に関連して、公的にアクセス可能な場所での人間の特徴を自 動認識(automated recognition)するためのAIの使用及び不当な差別 につながる可能性のあるAIのその他の使用の禁止を求めるもの

## 2. EUにおける近時の動向



#### 欧州議会の決議

- 2021年10月、欧州議会(EP)の決議
  - 犯罪被害者の識別(identification)の目的で厳密に使用されない限り、 識別機能を有する法執行目的の顔認識システムの開発は、以下が充 足されるまでの間は、一時中止とする
    - 技術的基準が完全に基本的権利に適合していると考えられること
    - 導き出された結果が非偏向かつ非差別的であること
    - 法的枠組が誤用に対する厳格な保護措置と厳格な民主的統制・監 視を提供するものであること
    - 当該技術の必要性と比例性について経験則上の証拠が存在する 7

# 第2 フランス



### 改正1978年法(GDPR制定を受けて2018年に改正)

- 改正1978年法における規律
  - 原則:生体データの処理は禁止(改正1978年法第6条第1項)
  - 例外:GDPR第9条第2項に規定された場合にのみ許容(改正1978年法 第6条第2項)

生体データが含まれることによって個人データの処理を運用することが自然人の権利自由に高いリスクをもたらす可能性が高い場合	当該個人データの管理者はデータ保護影響評価を実施
管理者が国家に代わってこれらのデータの取り扱い を行う場合	データ保護影響評価をCNILへ送付
その他の場合	個人データの取扱いの実施に先立ち、管理者はCNIL と協議

©Atsumi & Sakai 2022



#### CNIL報告書

- 2019年11月15日、CNILは、報告書「Reconnaissance faciale: pour un débat à la hauteur des enjeux」(「CNIL報告書」)を公表(4部構成)
  - 顔認識(la reconnaissance faciale)の定義: 「顔に基づいて人物を自動的に認識し、本人であること の認証又は本人の識別を行うコンピュータ・ベースの確率的手法」
  - 顔認識の機能
    - ①人物の認証(authentification):ある人物が本人であると主張している人物であることを確証する
    - ②人物の識別(identification):場所、画像又はデータベースにおいて集団の中から個人を発見する
  - 顔認識技術の特徴
  - - ①顔認識は他の様々なデバイスと関連付けられることが可能であり、このような他のデバイスとの 結びつきの可能性によって、人々に対して大きな影響をもたらす
    - ②顔認識は、商用目的から公共の安全の目的までを含む幅広い目的を遂行するために利用すること ができる
    - ③顔認識技術には幅広い潜在的な利用可能性があることに鑑みれば、顔認識技術の利用について はケースバイケースの検討が必要
    - ④個人データの取り扱いが適法であるかどうかは、そのデータが関連性を有し、均衡がとれており、 保管期間と安全性が適切であるか等についての評価を特定の目的に照らして行うことによっての み行われ得る

#### 第I部



### CNIL報告書

#### 第Ⅱ部

- 顔認識技術のリスク
  - ①特別の保護を必要とする、特にセンシティブなデータであること
  - ②非接触で、潜在的にユビキタスな技術であること
  - ③潜在的に「見えない監視」であること
  - ④可謬性を有する高価な技術であること

#### 顔認識技術の導入指針

- ⇒政府当局による実験的なアプローチを通じての導入の進展
- ⇒市民のプライバシーと個人データを保護する原則が尊重されること、及び顔認識技術に対する市民の信頼を確保するために、その実施において、次の3つが指針とされるべきである:

#### 第Ⅲ部

- ①「レッドライン」を引くこと: EUの枠組み(GDPR及びLED等の諸指令)の遵守
- ②プロセスの中心に人々(の権利)の尊重を据えること:同意の取得、データのコントロール、透明性(明確で理解可能で容易にアクセス可能な情報の提供)、生体データのセキュリティ
- ③真に実験的なアプローチを採用すること:初期のフレームワークの準備には実験的なアプローチが望ましい

#### 第IV部

- CNILの果たすべき役割
  - ⇒政治的な選択は政府や議会の責任において行われるものであるが、その中においてCNILは、「人々の自由、プライバシー、個人データを保護するという原則」の独立した保証人としての役割を果たす必要がある



### スマートカメラに関するCNIL勧告草案

- 2022年1月14日、CNILは、「スマートカメラに関する勧告草案」を公表
  - リアルタイムかつ継続的に撮影画像を分析することを可能とするというスマートカメラの特性
  - スマートカメラを公共空間に配備することによってもたらされる、個人のプライバシーに対する多数のリスクを特定
  - 重要な原則:データ処理の目的の決定、必要性、比例性の確保、法的 根拠の決定、データ主体のデータに対する権利の尊重など
  - 年齢、性別、ジェスチャーや表現から感知された感情、センシティヴ・データ等に基づいてターゲット公告を表示又は送信するために人々を分析して区分する目的でスマートカメラを使用することは、正当な利益及び適法性を欠き、基本的にはGDPRに違反することになるのではないかという見解

### 2. その他参考情報



#### フランスにおける顔認識技術の導入状況

- - ラグビー・ワールドカップ(2023年)やオリンピック(2024年)といった世界的スポーツイベントの開催
- フランスにおいて政府機関によって顔認識機能付きカメラの導入が進んでいるが、現段階においては、地理的かつ時間的な制限が付された試験運用にとどまっている
  - 個人情報やプライバシーの権利が侵害されることへの警戒感から市民団体を中心に根強い批判
  - CNILが独立の監督者・保護者として顔認識技術の利用に対して慎重な姿勢
- 2021年5月、フランス議会の議員Didier Baichèreが議会に対して「人工知能に基づく顔認識技術に関する実験と協議」を導入する法案を提出
  - 「透明で倫理的な」実験のためのフレームワークを構築すると共に、「市民的及び教育的議論を促進し、フランス国民がこの問題をどのように認識しているか、そしてどこがレッドラインになるのかを評価する」ための公的協議の開始を意図
  - 国家的な取組として、国民的議論によって顔認識技術の使用に関するレッドラインを決定していこうとする取組の進展

# 第4 ドイツ



### ドイツ連邦データ保護法

- 2018年、ドイツ連邦データ保護法(BDSG: Bundesdatenschutzgesetz)改正
  - 2018年5月のGDPRの発効に合わせるため

#### BDSGの規律

- 管理者による公共の場におけるビデオ監視が<mark>実施できる</mark>場合(BDSG第4 条第1項)。 ※両方の充足が必要
  - ①公的機関が業務執行をする際、②立ち入り拒否を判断する権利を 行使する際又は③具体的に設定された目的のために、正当な利益を 保護する際のいずれかに該当すること
  - これらを覆すデータ主体の正当な利益(legitimate overriding interest of data subject)がないこと
- スポーツ施設・歓楽街、ショッピングセンター・駐車場などの大型公開施設 又は、公共鉄道・船・バスなどの車内若しくは大型公開施設では、その場の 個人の人命、健康及び自由の確保が、非常に重要な利益(very important interest)とみなされる(同項)



### ドイツ連邦データ保護法

- 次のいずれかに該当し、かつ、管理者の利益がデータ主体の利益を上回る場合に、 特別なカテゴリーのデータの処理が認められる(BDSG第22条)。
  - データ処理の際には、データ主体の利益を保護するために適切かつ具体的な 措置を取る必要がある

## 公的機関及び民間機関によるデータ処理が認められる場合

- データ処理が、社会保障及び社会保護の権利から派生する権利の行使、またそれに関連する義務の履行に必要な際
- データ処理が、予防医学、従業員の労力容量の判断、医療診断、医療・公的介護・治療もしくは医療・公的介護システムと業務の管理に必要である際、又はデータ処理がデータ主体の医療関係者との接触に基づく場合、並びに当該データが医療関係やその他職業上の守秘義務もしくは医療関係者の監督下に置かれる者によって処理される際
- データ処理が、国際的に深刻な健康への脅威からの市民 の保護や、医療、医療製品及び医療機器の高い品質安全 を確保するためなど、公衆衛生分野における公共の利益 のために必要である際
- データ処理が、重大な公共の利益のために急遽必要な際

#### 公的機関のみによる データ処理が認められる場合

- データ処理が、治安に対する深刻な脅威を防ぐために必要な際
- データ処理が、公益への深刻な被害を防ぐ、もしくは公益における重大な関心事項の保護のため急遽必要である際
- データ処理が、国防のために急遽必要である際や、危機管理や紛争防止、人道的支援の分野における連邦政府の超国家的もしくは政府間の義務履行のために必要である際

# 第5 英国



### UK GDPR及び2018年データ保護法(DPA2018)

#### **UK GDPR**

- 2020年1月31日のEU離脱にともない、同年12月31日時点で適用され ていたGDPRを含むEU法の国内法化
- 法執行又は諜報目的の処理には適用無し
- 2018年データ保護法(DPA2018: Data Protection Act 2018)
  - UK GDPRを補完し調整する形で英国のデータ保護制度の枠組みを定 めた一般法
  - UK GDPRが適用されない法執行又は諜報目的に関する国内実施法部 分を含む



### ICO: 「公共の場所におけるライブ顔認識技術の利用についての意見」

- 2021年「公共の場所におけるライブ顔認識技術の利用についての意見」(「2021年意見」)
  - より広範な目的及び様々な環境においてライブ顔認識を利用する管理者を対象
  - ライブ顔認識に伴う複雑で新しい種類の情報の取り扱いにDPA2018がどのように適用されるか を説明するために公表
  - ライブ顔認識の利用は個人情報の取り扱い、生体データ及び多くの場合において特別なカテゴリーのデータの取り扱いを伴うものであり、管理者はUK GDPR及びDPA2018の以下の関連規定を遵守する必要あり
    - 適法性、公正性、透明性、目的の限定、データの最小化、正確性、記録保全の制限、完全性、 機密性及び説明責任等の原則の遵守
    - 適法性の要件の充足
    - 特別なカテゴリーのデータや犯罪歴のあるデータの処理根拠と条件の開示
    - 公共の場所でのライブ顔認識の使用決定に先立つデータ保護影響評価(DPIA)の実施
  - 管理者は、厳格な精査により計画を慎重に評価すべきであり、法令は、管理者に、その情報の取り扱いが公正で必要かつ比例的であると正当化できることの証明を要求する
  - ライブ顔認識が公共の場所で自動的かつ無差別に生体データを収集する場合、その適法な使用には高いハードルがある



ICO: 「監視カメラ及び個人情報のための情報保護実施準則」

- 2000年、ICOは、1998年データ保護法(DPA1998)に基づき、CCTV(Closed Circuit Television)の利用に関する実施準則を策定
  - 2008年と2017年に改訂
  - すべての公共機関・民間事業者が対象
- 規定されている実施準則
  - 自動認証技術の利用にあたっては、データ主体に対しデータの取り扱いに かかる情報(privacy notice)を提供すること
  - 顔識別という目的(to identify individuals' faces)のために十分に正確に個 人を撮影するために高品質のカメラを使用すること
  - 自動照合の結果は、誤照合がないように訓練された人間により管理されるべきであること
  - 同技術の利用にあたっては一定のhuman interactionが必要であること (完全な自動処理のみで行われるべきではないこと)



ICO: 「ビデオ監視に関するガイダンス」

- 2022年2月、ICOは、「ビデオ監視(Video Surveillance)に関するガイダンス」を公表
  - 個人情報を収集及び処理するためにビデオ監視システムを利用する 公共機関及び民間事業者が、UK GDPR及びDPA2018の法的要求を遵 守できることを目的に策定
  - 特定個人の個人情報を処理する監視システムを利用する組織は、UK GDPR及びDPA2018を遵守する必要あり
  - 同ガイダンスにおけるICOの提言は、すべてUK GDPR第5条の定める 原則に基づくものであり、監視システムのライフサイクル及び実務に従 うことを目指したもの
  - ビデオ監視システムを利用する公共機関及び民間事業者が利用すべき複数のチェックリストを提供

## 2. その他参考情報



#### 顔認識技術の利用状況

- 公共空間における顔認識技術の利用は警察によるものが多いが、顔 認識技術の利用は民間の警備にも広がっており、多くの民間事業者 が警備目的で顔認識技術を利用していると報告されている
  - 不動産会社によるロンドンのキングスクロス再開発地での利用
  - ※キングスクロス再開発地における防犯目的の顔認識技術の利用 に関しては、ICOは不適切な技術利用の可能性を懸念しており、 DPA2018違反の有無を調査中
  - 小売店(Facewatch)の万引犯の照合の為の利用

### 顔認識技術にかかる政策・動向

2020年、スコットランド議会は、Scottish Biometrics Commissioner(顔 認識技術等の次世代の生体技術及び顔に関する情報を扱う機関)を 設立するための法案を可決



### お問い合わせ

弁護士 落合孝文(第二東京弁護士会) takafumi.ochiai@aplaw.jp

弁護士 松下 外(第一東京弁護士会)

gai.matsushita@aplaw.jp

弁護士 湊健太郎(東京弁護士会)

kentaro.minato@aplaw.jp

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル(総合受付 16階) Tel: 03 5501 2111(代表) Fax: 03 5501 2211



<sup>※</sup> 本資料の内容は、一般的な情報提供を目的としており、個別案件についての法的助言ではありません。お問い合わせ等は、上記弁護士までご連絡くださいますようお願い申し上げます。



#### 当事務所に関するリーガル・ノーティス

#### 1.渥美坂井法律事務所・外国法共同事業について

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業(当事務所)は、①渥美坂井法律事務所弁護士法人(第二東京弁護士会所属、代表社員弁護士渥美博夫、東京に主たる事務所と従たる事務所(麹町オフィス)を有します。)(以下「当弁護士法人」といいます。)と当事務所に所属する多くの外国法事務弁護士とが、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(以下「外弁法」といいます。)に定める外国法共同事業を行い(但し、当該外国法共同事業に係る事務所は、当弁護士法人の主たる事務所)、②当弁護士法人と、日本の民法上の組合である渥美坂井法律事務所・外国法共同事業(代表弁護士坂井豊)(以下「組合組織」といいます。)の各弁護士とが、共同事業を行い、法律事務所を共にするものです。さらに当弁護士法人と、組合組織の各弁護士は、ヤンセン外国法事務弁護士事務所のマークース・ヤンセン外国法事務弁護士(ドイツ連邦共和国法)と外弁法に定める外国法共同事業を行います。当事務所とその外国法共同事業は、日本の弁護士(イングランド及びウェールズ事務弁護士である者を含みます。)に加え、ニューヨーク州、カリフォルニア州、中華人民共和国、台湾(中華民国)、インド、オーストラリア クインズランド州の法を原資格国法とする外国法事務弁護士を擁しています。州法を原資格国法とする外国法事務弁護士はその国の連邦法についても助言を提供することができます。当事務所では、弁護士と、それぞれの登録に係る原資格国法に関する法律事務を行うことを職務とする外国法事務弁護士とが協働して業務を行っています。当弁護士法人はまた、ロンドンオフィスとして英国子会社たるAtsumi & Sakai Europe Limited(Director: 金久直樹日本国弁護士)を有するとともに、ニューヨークオフィスとしてAtsumi & Sakai New York LLP(代表パートナー:バニー・L・ディクソン外国法事務弁護士(ニューヨーク州法))を有し、これらのオフィスを通じても助言を提供しています。またフランクフルトオフィスたるドイツ法上の弁護士・税理士法人たるAtsumi Sakai Janssen Rechtsanwalts- und Steuerberatungsgesellschaft mbH(現地代表:フランク・ベッカードイツ連邦共和国弁護士及び花岡美幸ドイツ連邦共和国税理士)とも提携関係を有しています。

#### 2.法律問題に関する助言等について

当事務所による別段の明示がない限り、法律問題に関する当事務所のいかなる助言その他意見の表明も、(i) 日本法、又は当事務所の外国法事務弁護士の登録に係る原資格法以外の外国法に関するものは当事務所の特定された弁護士の、(ii) かかる原資格国法に関するものは当該法をその登録に係る原資格国法とする当事務所の特定された外国法事務弁護士の、判断においてされるものです。